

令和8事業年度

〔 自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日 〕

第 2 2 期

事 業 計 画

本州四国連絡高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画の申請に当たっては、会社法施行規則第11条第1項の規定により、資金計画書及び収支予算書を添付することとなっている。

令和8事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約1,129億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約1,066億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約850億円の資金を民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。収支予算については、当期純利益は、約▲5.9億円発生する予定である。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設及び改築については、一般国道30号におけるスマートインターチェンジ及び一般国道317号におけるインターチェンジの整備を実施するため、約1億円の事業費を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理並びに長大橋及び道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約957億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕を実施するため、約108億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和8事業年度の事業計画は、下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	一般国道30号及び一般国道317号の改築（スマートインターチェンジ（1箇所）及びインターチェンジ（1箇所））	1
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	一般国道28号、一般国道30号、一般国道317号、計3路線172.9kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	957
	一般国道28号、一般国道30号、一般国道317号、計3路線172.9kmの大規模修繕	108
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		1,066

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、休憩所、給油所等の管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う事業及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所及び給油所等の管理に関しては、既存サービスエリア・パーキングエリア等の適正な管理を実施するため、事業費約5億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等及び機構の委託に基づき行う鉄道施設の管理並びに長大橋の調査、設計等に関しては、委託事業を着実に実施するため、約53億円の受託事業費を予定している。

なお、その他の事業については、占用施設活用事業、不動産賃貸事業等を引き続き実施する。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る令和8事業年度の事業計画は、下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	淡路サービスエリアなど19箇所のサービスエリア・パーキングエリア等の管理	5
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	道路の維持・管理等に関する受託	30
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理	本四淡路線、本四備讃線、計35.9kmの管理	16
国、地方公共団体等の委託に基づき行う長大橋に関する調査、設計、試験及び研究等（※2）	長大橋に関する調査、設計、試験及び研究等	7
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※3）	占用施設活用事業として駐車場3箇所、不動産の賃貸業4箇所等	4
合計B（高速道路事業以外）		61

合計（A+B）（全事業）		1,129
--------------	--	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金13億円）を含む。

※2 この中には、会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う長大橋に関する調査、設計、試験及び研究等（所要資金0.5億円）を含む。

※3 この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金0.9億円）を含む。

■資金計画書

令和8事業年度の資金計画書は、下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	747.6	747.6	
関連事業営業収入	59.0		59.0
S A・P A事業収入	4.6		4.6
その他の事業収入	1.9		1.9
受託事業収入	52.6		52.6
営業外収入			
(資本的収入)			
社債・借入金	850.5	850.5	(839.4)
機構からの無利子借入金	2.8	2.8	(2.8)
社債	—	—	(—)
民間借入金	847.7	847.7	(836.6)
前期繰越金	209.9	173.9	(116.1)
合計	1,867.0	1,772.0	(955.5)
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	198.2	198.2	
道路維持管理費	83.7	83.7	
道路業務管理費	49.9	49.9	
一般管理費等	64.6	64.6	
道路資産賃借料	530.2	530.2	
関連事業管理費	58.2		58.2
S A・P A事業管理費	4.0		4.0
その他の事業管理費	1.6		1.6
受託事業営業費	52.6		52.6
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	0.8	0.8	(0.8)
新設・改築費	0.7	0.7	(0.7)
一般管理費	0.0	0.0	(0.0)
支払利息等	0.0	0.0	(0.0)
高速道路修繕費	759.2	759.2	(728.5)
修繕費	701.7	701.7	(671.1)
一般管理費	48.3	48.3	(48.2)
支払利息等	9.2	9.2	(9.2)
高速道路特定更新等工事費(修繕)	108.2	108.2	(108.2)
修繕費	95.5	95.5	(95.5)
一般管理費	11.4	11.4	(11.4)
支払利息等	1.3	1.3	(1.3)
関連事業建設費	2.7		2.7
S A・P A事業建設費等	0.7		0.7
その他の事業建設費等	2.0		2.0
社債等償還金	—		—
次期繰越金	209.7	175.5	(118.1)
合計	1,867.0	1,772.0	(955.5)

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※ 高速道路管理費及び高速道路修繕費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う支出(5.0億円)及び安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出(1.6億円)を含む。

■収支予算書

令和8事業年度の収支予算書は、下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	1, 446. 0	1, 446. 0	
(1) 料金収入	679. 6	679. 6	
(2) その他収入	766. 3	766. 3	
・道路資産完成高	766. 3	766. 3	
2. 営業費用	1, 451. 5	1, 451. 5	
(1) 道路資産賃借料	483. 1	483. 1	
(2) 道路資産完成原価	771. 0	771. 0	
(3) 管理費用	197. 5	197. 5	
・維持修繕費	76. 1	76. 1	
・管理業務費	46. 5	46. 5	
・一般管理費	52. 6	52. 6	
・租税公課	2. 8	2. 8	
・減価償却費	19. 6	19. 6	
高速道路事業営業利益	▲5. 6	▲5. 6	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	33. 4		33. 4
(1) SA・PA事業収入	4. 2		4. 2
(2) その他の事業収入	1. 6		1. 6
(3) 受託事業収入	27. 7		27. 7
2. 営業費用	33. 2		33. 2
(1) SA・PA事業費	4. 2		4. 2
(2) その他の事業費	1. 4		1. 4
(3) 受託事業費	27. 7		27. 7
関連事業営業利益	0. 2		0. 2
全事業営業利益	▲5. 4	▲5. 6	0. 2
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	0. 5	0. 5	—
經常利益	▲5. 9	▲6. 0	0. 2
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	▲5. 9	▲6. 0	0. 2
法人税、住民税及び事業税	—	—	0. 1
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	▲5. 9	▲6. 0	0. 1

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う損失（▲4. 5億円）及び安全対策やサービス高度化に伴う損失（▲1. 5億円）を含む。